

指定数量

1 消防法第9条の4第1項（抜粋）

危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）

2 危政令第1条の11

法第9条の4の政令で定める数量は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

政令別表三

類別	品名	性質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	50kg
		第2種酸化性固体	300kg
		第3種酸化性固体	1000kg
第2類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第1種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第2種可燃性固体	500kg
第3類	引火性固体		1000kg
	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
第4類		第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
	特殊引火物		50L
	第1石油類	非水溶性液体	200L
		水溶性液体	400L
	アルコール類		400L
第4類	第2石油類	非水溶性液体	1000L

別記 2 指定数量

	第 3 石油類	水溶性液体	2000L
		非水溶性液体	2000L
	第 4 石油類	水溶性液体	4000L
		動植物油類	6000L
第 5 類		第 1 種自己反応性物質	10kg
		第 2 種自己反応性物質	100kg
第 6 類			300kg